

「成城学園初等学校いじめ防止基本方針」

【基本理念】

成城学園の創立者澤柳政太郎は、大正6年(1917年)の成城小学校創設に際し、その創設趣意書の中で、「個性尊重の教育」「自然と親しむ教育」「心情の教育」「科学的研究を基とする教育」の4つの綱領を公にしました。これは、「四綱領」として、学園の普遍的理念として生きています。また、大正15年(1926年)の成城高等学校(旧制)の第一回入学式において澤柳政太郎が訓示で述べた、「人生は真善美を理想とすると言われるが、学校は真理が行われ道徳が通りまた美的の所でありたい」との言葉は、「澤柳教書」と呼ばれ、創立者の理想がもっとも明確に訴えられたものとして、全校でその精神が受け継がれています。

さらに成城学園では、創立100年を第二のスタートラインとして、澤柳精神に基づき、次の100年を見据えた「第2世紀プラン」を作成・提示しました。

真善美の理想が実現する社会、それがすなわち学校であるとした澤柳政太郎は、真理と道徳を重んじ、表裏なく気高く、しかも柔和な学生の育つ学校を目指しました。

学校生活における「いじめ」は、個の尊重を否定し、心情の教育に背き、真善美に反する行為であるがゆえ、本校の理念からしても決して許容できない行為であることは言を待ちません。個を磨き、互いを高めあい、主体的な学習者として真の教養と生きる力を培い、独立独行可能な人間として、行動する人間を育成するために、本校は、「いじめ」を断固退け、排除する不断の努力を怠らないことを誓うものであります。児童・教員への啓蒙をいっそう図るとともに、予防・対処を明確なものとするため、統合的かつ効果的に推進するため、ここに「いじめ防止基本方針」を策定するものです。

【いじめの定義といじめの禁止】

本校の「いじめ防止基本方針」の諸規定は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、同年9月28日施行)に基づくものとする。

1 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法第2条には以下のように定められている。

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「この法律において『児童等』とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

2 「いじめの禁止」 いじめ防止対策推進法第四条には以下のように定められている

「児童等は、いじめを行ってはならない。」